

『ものづくり中小企業者の生産現場改善活動を支援しています』

生産現場改善強化支援事業

生産現場の作業内容や工程管理などの仕組みを見直すことで、労働生産性の向上や労働者の作業負担の軽減を促進し、人材不足の解決や経営革新等の新たなステージに取り組むための企業力を高めていただくことを目的としております。

対象となる方

日本標準産業分類の大分類「E製造業」に該当し、宮城県内に本社または工場を置くものづくり中小企業者。※県外に立地する工場は対象外となります。

支援内容

1 専門家による継続支援

機構と委託契約を結んだ生産現場改善に精通した専門家の派遣を継続的に行います。

【支援内容】

- ・支援対象: 審査により決定
- ・指導時間・回数: 専門家と協議により決定
- ・支援期間: 最長4ヶ年度まで(更なる高度な改善目標の達成やレベルアップが期待できる場合、1ヶ年度を限度に延長あり)
※ 継続の場合でも毎年度審査により決定
- ・企業負担: 1～3ヶ年度目は負担なし
4ヶ年度目は委託料の3分の1相当額
5ヶ年度目は委託料の2分の1相当額

2 設備導入等補助金

生産現場改善を進める上で必要な生産設備等の設置・改良や生産ラインの改善に係る経費の一部を補助します。

【支援内容】

- ・支援対象: 上記「専門家による継続支援」の決定企業から追加審査により決定
- ・補助金交付額: 費用(税抜額)の1/2以内(上限75万円)

3 生産現場改善セミナーの開催

ニーズに応じて生産現場の改善に関するセミナーを開催します。

派遣期間

キックオフ(6月または7月)から成果報告会(翌年2月末)まで。
専門家の派遣は概ね月1回程度。

募集期間

支援メニューにより異なりますので、お問い合わせください。

お問い合わせ

ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 取引支援課
生産改善支援室

電話:022-225-6637